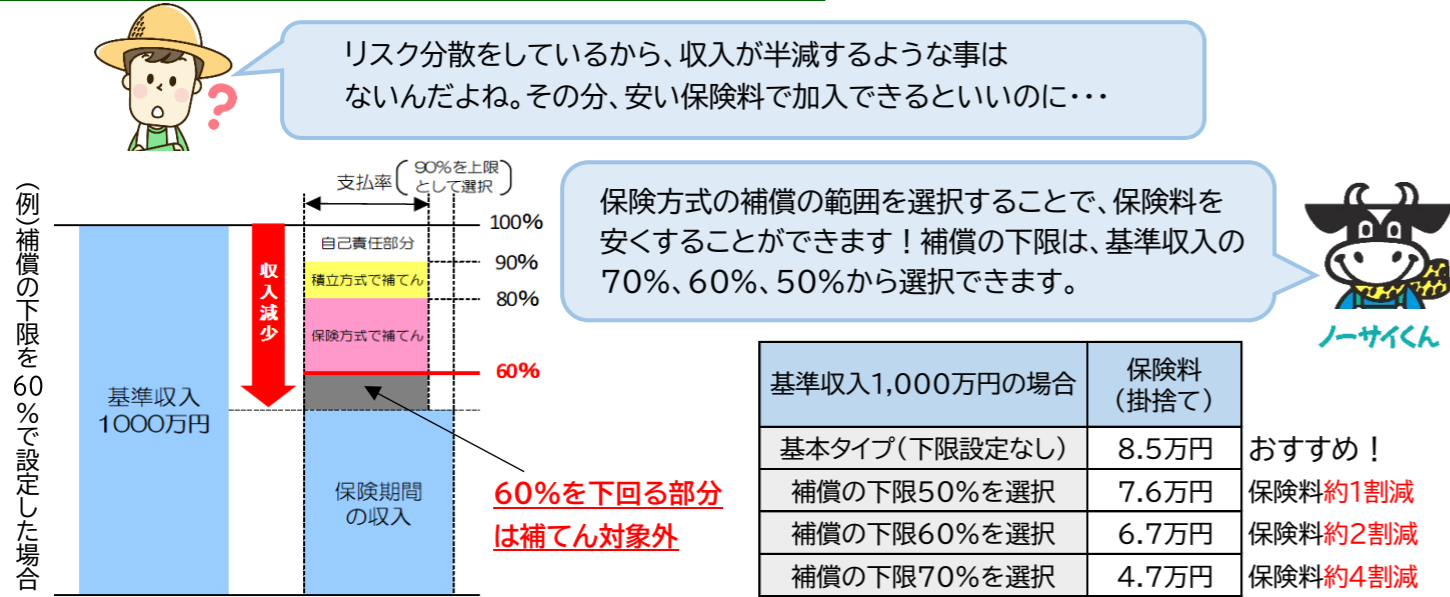


野菜価格安定制度との同時利用が可能です!



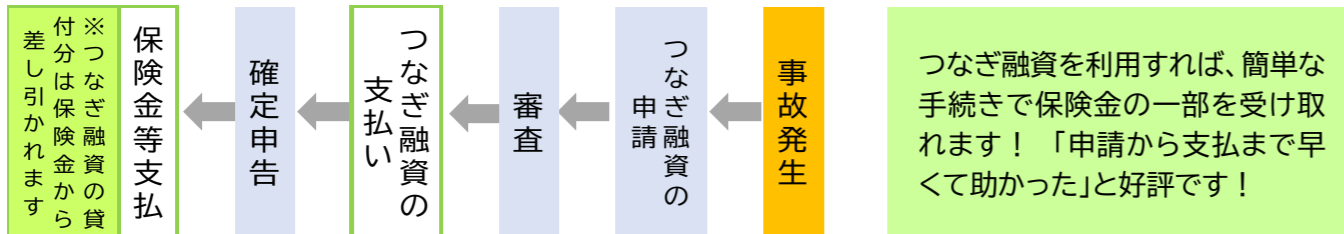
当分の特例として、初めて収入保険に加入される方は、収入保険と野菜価格安定制度(野菜価格安定対策事業)を2年間に限り同時利用することができます
※詳しい内容はNOSAIまでお問合せください

保険料の安いタイプもあります!



もしもの時は、無利子のつなぎ融資が受けられます

収入保険は、保険金等の支払いが翌年の確定申告後となるため、お支払いする予定の保険金の一部を「つなぎ融資」として早期に受け取ることができます。 ※つなぎ融資の利用には一定の条件があります。



収入保険のシミュレーションをしてみませんか?

タブレット端末で、簡単に掛金や基準収入が試算できます!
お申込み・お問合せはお近くのNOSAIまでお気軽にどうぞ!

山梨県収入保険推進協議会 事務局 NOSAI 山梨

- 中央支所 TEL 0553-22-5056
- 南アルプス支所 TEL 055-282-0443
- 本所 TEL 055-228-4711
- 北部支所 TEL 0551-23-1111
- 富士支所 TEL 0554-45-6611

農業の未来に、安心を。

収入保険

農業経営をサポート! 収入保険のおすすめポイント

- 1 全ての農産物を対象に、自然災害、価格低下のほか、経営努力では避けられない収入減少を補償します
- 2 基準収入の8割以上の収入を確保できます!
(例)基準収入が1,000万の場合、収入がゼロになっても、最大810万円まで補償します
- 3 保険料の50%、積立金の75%、付加保険料(事務費)の50%を国が補助します
- 4 保険期間中の大きな損害発生時には、無利子のつなぎ融資が受けられます

自然災害や病虫害、鳥獣害などで収穫量が下がった

市場価格が下がった

災害で作付不能になった

けがや病気で収穫ができない

安心の幅広い補償で農業経営を支えます

倉庫が浸水して売り物にならない

取引先が倒産した

盗難や運搬中の事故にあった

新型コロナウイルス感染拡大の影響で販売収入が減少した

山梨県収入保険推進協議会 事務局 安心のネットワーク NOSAI 山梨

収入保険ってどんな保険？

対象となる方は？

青色申告の実績が1年以上ある農業者(個人・法人)が対象となります。

青色申告が
加入の条件です！



対象となる収入は？

自ら生産した農産物であれば、どんな品目でも対象になります。
簡易な加工品も補償の対象です。

ただし、自ら生産した農産物で、加工品の原料の大部分を占めるものに限ります。

(例) 精米・もち・梅干し・干し柿・牛乳(加熱殺菌したもの)等

品目の限定は
ありません！



補償のしくみは？

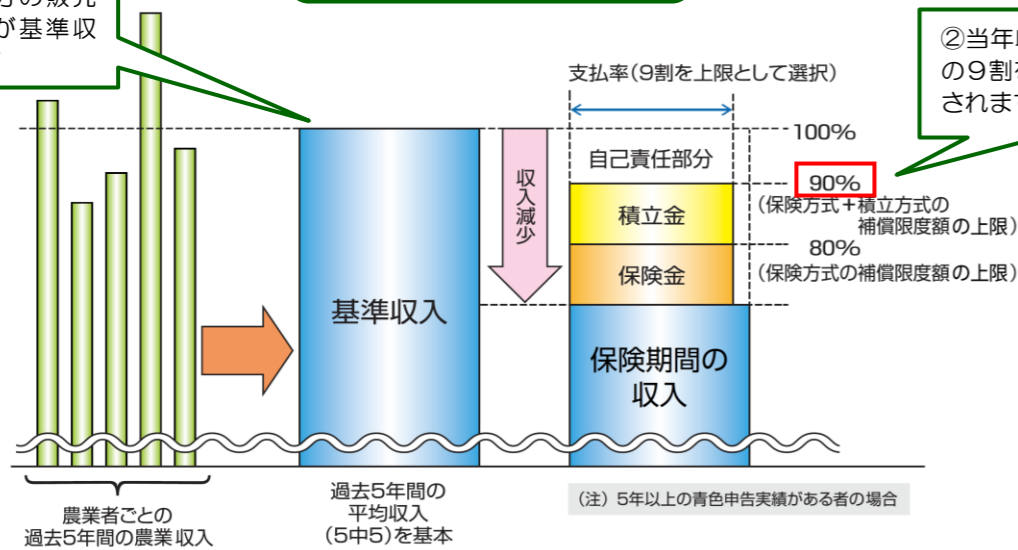
基準収入の8割以上の
収入が確保されます！



- 「保険方式(掛捨て)」に「積立方式(掛捨てではない)」の組み合わせができます。
- 基本として、直近5年分の販売収入の平均を基準収入とします(→①)
- 保険期間の収入が、基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を補てんします。(→②)
(5年以上の青色申告実績がある農業者が、最大支払率である9割を選択した場合)

収入保険のしくみ

①直近5年分の販売
収入の平均が基準
収入になります



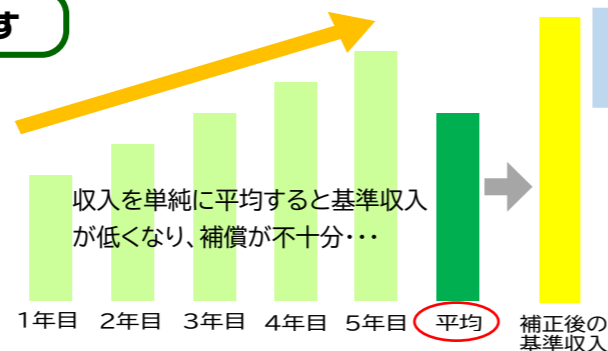
②当年収入が基準収入
の9割を下回ると補償
されます

経営に合わせて基準収入を補正できます

収入が上昇傾向にある、経営面積を拡大しているなどの場合は、基準収入を上向きに補正できる特例があります。

(収入上昇特例・規模拡大特例)

※特例の適用には条件があります



保険料・積立金はどのくらい？

国の保険だから、
補助が手厚いんだね！



農業者は、保険料・積立金・付加保険料(事務費)を支払って加入します。
保険料には50%、積立金には75%、付加保険料には50%、国から補助があります。

保険料等の試算(基準収入1,000万円の場合)

補償限度90%(保険方式の補償限度80%、積立方式の補償幅10%)、支払率90%を選択した場合

農業者さまに用意していただくお金

●保険方式のみ加入		●保険方式と積立方式に加入	
保険料は...	8.5万円 (掛捨て)	保険料は...	8.5万円 (掛捨て)
付加保険料は...	2.0万円 (掛捨て)	積立金は...	22.5万円 (掛捨てではない)
合計...	10.5万円	付加保険料は...	2.2万円 (掛捨て)
		合計...	33.2万円

※新規加入の場合、保険料率は1.179%(国庫補助後)です。

※付加保険料は加入者割(1年目4,500円、2年目以降3,200円)、補償金額割(保険金額及び積立金額1万円あたり22円)です。

補てん金額の計算(基準収入1,000万円の場合)

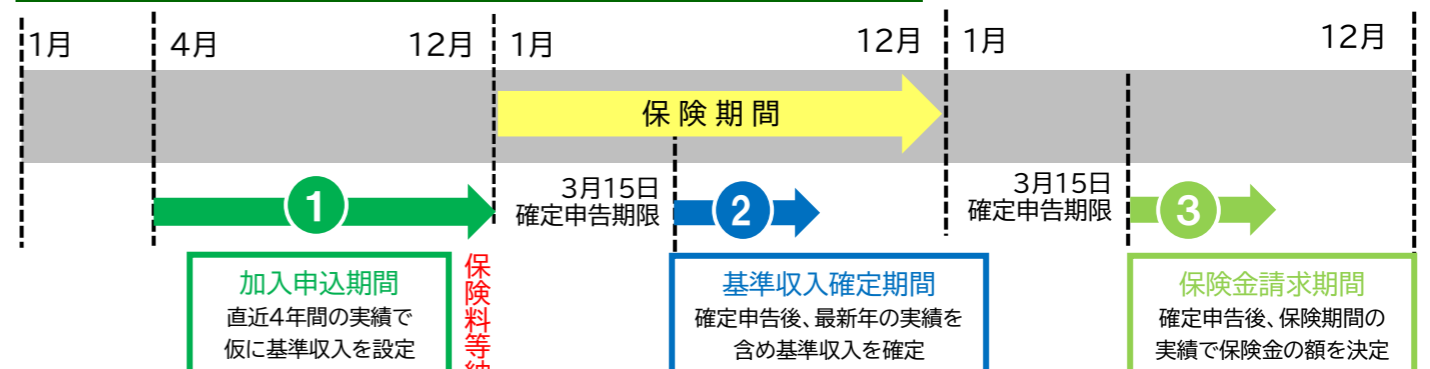
収入減少の程度 (保険期間の収入)	補てん金額		補てん金を含めた保険期間の収入 (対基準収入)	
	保険方式のみ	保険方式 +積立方式	保険方式のみ	保険方式 +積立方式
20% (800万円)	0万円	90万円	800万円(80%)	890万円(89%)
30% (700万円)	90万円	180万円	790万円(79%)	880万円(88%)
50% (500万円)	270万円	360万円	770万円(77%)	860万円(86%)
100% (0万円)	720万円	810万円	720万円(72%)	810万円(81%)

積立金について

被害がなく、支払いに使われなければ、そのまま翌年に持ち越され、**毎年払う必要はありません。**(基準収入が前年と同じ場合)
積立金は預かり金で加入者さまのお金ですので、万が一解約された場合は**そのままお返しします。**

お手続きの流れ

(個人農業者が新規加入する場合)



※保険料・積立金は分割払いも可(最終納付期限は保険期間の8月末)